

事業実施要領の改定案に対する実証機関からのコメントとその対応方針案

2017年1月25日版

第4回分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会を受けて修正を行った事業実施要領改定案を、実証機関へ提示してコメントをいただいた。

以下に、実証機関からのコメント及び対応方針案を示す。

表1 事業実施要領の改定案に対する実証機関からのコメントとその対応方針案

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
1	P 2	序 総則 4. 対象技術分野 環境省は、本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。また、既存対象技術分野に属さない技術については、「テーマ自由枠」として公募・実証する。	既存の実証分野内において、新規の対象技術の拡充のための対応はせず、テーマ自由枠ですべて対応するというのでしょうか？ これまでは、新規技術の拡充のための準備等を実施してきたこと（昼光導入装置等）もありますが、今後はどのように対応すればよいのでしょうか。（建セ）	拡充の検討を妨げるものではありません。あくまで実証対象とされていない技術をテーマ自由枠の対象といたします。また、テーマ自由枠に応募があった技術について調査等を行った結果、既存の技術分野の拡充で対応できると考えられる技術については、既存の技術分野での対応可能性について検討を行います。
2	P 4	第1章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という）の策定・改定、 実証要領 の承認、実証機関の選定の承認、 実証報告書 の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う。また、方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。	名称を変える方針ですね。となるとすべての試験要領の名称から内容まで変えるということですか？実証機関の作業に影響するので、猶予期間も含め(今年度対応すべきか?)、フォローして欲しいです。（埼玉県）	名称変更は、今年度の改定においてすべて対応を求めないことといたしますが、来年度の改定時には、すべて対応できていることといたします。
3	P 6	第1章 実証事業の実施体制 4. 実証機関 (3) 実証機関は、実証にあたり、他の機関に、試験等を 委託等 することができる。ただし、 当該機関 は、試験実施後に報告書を作成し、実証機関の検収を受けなければならない。	行わせる・・・というより、依頼する、外注する、再委託する・・・などの表現の方がよいのではないのでしょうか。（建セ） 当該機関とは試験実施機関ですよね？ 少し表現がわかりにくいかなと思いました。（建セ）	試験機関という用語を定義しないことをふまえ、現状の記載となっております。一部を改め、左記のとおり修正いたします。当該という用語については、規定文を簡潔にするための用語であり、必要と考え、現状のままいたします。

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
4	P 7	<p>6. 実証申請者</p> <p>(1) 実証申請者とは、技術の開発者や販売店等であり、実証機関等の技術公募に対し応募する者をいう。</p> <p>(2) 実証申請者は、本実施要領の規定に従って、申請書の作成や実証報告書及び報告書概要版の確認等を行う。</p> <p>(3) 当該年度における技術公募のために相談する者については、実証申請者と同様の扱いとする。</p> <p>(4) 当該年度の実証が終了し、ロゴマークが交付された時点で、実証申請者は実証終了者となる。</p>	<p>実証が終了した申請者ということはわかりませんが、実証申請者とは・・・のように定義しなくてもよいでしょうか。(建セ)</p>	<p>実証を終了した者の意図として用いています。この部分以外には用いない用語であり、今回の改定における記載で十分定着するものであると判断し、新たな用語としては特に定義はいたしません。ここで新たな用語を使用することが良くないのであれば、「ロゴマークが交付された時点で、実証申請者への上記(1)～(3)の扱いは終了する。」と記載を修正することも検討します。</p>
5	P 11	<p>第4章 実証機関の選定</p> <p>2. 実証機関選定の観点</p> <p>実証運営機関は、実証機関の選定にあたり、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>(1) 組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ17020 (ISO/IEC17020)「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」、JISQ17025 (ISO/IEC17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に係る記録の保持を実施すること 	<p>両規格を満足しないとならないという意味でしょうか？(埼玉県)</p>	<p>両規格の認定を受けることは不要ですが、試験を実施する項目に関する範囲で準拠しうることを指しています。</p> <p>来年度、実証機関向けに、環境省主催で両規格に対する研修会および相談会を開催し、これらに対応できるよう実証機関に支援を行うことで、対応しうるものと考えております。</p> <p>なお、「的」は不要であり、削除としました。</p> <p>http://kikakurui.com/q/Q17025-2005-01.html</p>

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
6	P 12	<p>(2) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術分野（テーマ自由枠については対技術）に関する十分な実績を有していること ＊ 新たに設立される法人については、実証対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない） ＊ 試験等の一部又は全部を他の機関に委託、請負等を行う機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する等により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること 	<p>試験等の一部という表現で、分析をすべて委託している場合を配慮したほうがいいと思います。解釈としては化学分析をしている部分を試験というイメージがあるが、ここでの試験は試験計画を立てることなども含めて試験と考える。ということであれば、現状は解消できると思います。（埼玉県）</p> <p>わかりにくい表現かなと思います。</p> <p>再考いただけませんか。（建セ）</p>	<p>分析をすべて委託している場合もあることを考慮し、試験等には、試験計画を立てることなども含めたものとして解釈できるものと考え、左記のとおり修正します。</p>
7	P 13	<p>第5章 分野別実証要領の策定又は改定</p> <p>1. 実証要領案の作成</p> <p>実証機関は、別紙1「実証要領の構成」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。試験に当たっては JISQ17025 (ISO/IEC17025) の要求事項に従ったものとし、実証要領案作成の際はその点に配慮するものとする。</p> <p>なお、実証事業の円滑な実施にあたり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証要領案の作成を行うことができる。</p> <p>また、手数料徴収体制として実施される技術分野における実証機関は、第15章に規定する申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証要領案の中で提示する。</p>	<p>17025 は試験機関の能力に関する要求で、ここでの試験要領への要求ではないと思います。そのようにした場合、この記述は厳格すぎるし対応できない。（埼玉県）</p>	<p>実証要領は、実証計画から試験実施、実証結果および考察までを行う一連の要領を詳細に定めたものであり、17025 の要求事項に該当する部分もあると認識しております。</p> <p>要領のうち、それに関連するものについて配慮するという意図として、左記のとおり修正いたします。</p>

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
8	P 16	第6章 実証対象技術の公募・選定 3. 対象技術の選定の観点 (3) 環境保全効果等 ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ② 副次的な環境問題等が生じないか ③ 十分な環境保全効果が見込めるか ④ 先進的な技術であるか	高い低いの定義とは？どのような水準になりますか？数%では低いという決め方は実証試験の趣旨と異なると思います。今後の実証対象技術の選定のハードルをあげるようになります。削除を希望します。(埼玉県) 「高い」の判断基準はどこにあるのか。また誰が判断するのでしょうか？(建セ)	審査における専門的内容のレビューとして規定した選定の観点です。技術選定における事前調査や検討委員からの検討助言により定性的に判断されるものとして規定しております。 高いという表現は定量的な要素を含むため、専門家判断も可能であることが含まれることを示すことができるよう左記のように修正いたします。
9	P 17	第7章 テーマ自由枠の運用 1. 対象技術の選定 (3) 実証運営機関は、申請された技術の中から、 第6章3. を考慮し、必要に応じ環境技術実証事業運営委員会の下に設置された小委員会等の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。 なお、環境省は、 既存技術分野(手数料徴収体制および休止中の技術分野) の実証機関により実証可能と判断した技術については、実証機関と調整を行うことができる。	第7章3.とはどこのことでしょうか？(建セ) 見落としていたらすみませんが、休止中の分野についての記載はありますか？なければ追記していただくことは可能でしょうか。(建セ)	第6章3.の誤りであり、修正します。 既存技術分野とは、手数料徴収体制、休止中の分野すべてを指します。分かりやすさを期して、左記のとおり修正いたします。
10	P 18	2. テーマ自由枠実証機関に関する規定について ・テーマ自由枠では、実証要領を策定する必要はないものとする。従って、実証計画の策定や実証にあたって参照すべき実証要領は存在しない。	このように言い切ってしまうと問題ないでしょうか？(建セ)	実証要領を策定することが困難であるため、国負担体制で実施するテーマ自由枠となっている背景から、この規定で問題ないと考えられます。
11	P 20	第9章 実証 1. 実証機関は、実証にあたり、各対象技術について、4.で提出された既存の試験データ以外の追加試験データが求められる場合、 実証計画に基づき 、ISO/IEC17025の要求事項に従って実証試験を行う。	ここはいまさらですが、実証要領に基づいて実証計画を立てるので、単に実証計画だけでも良い感じがします。(埼玉県)	ご指摘のとおりであるため、当該部分を削除いたします。

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
12	P 21	<p>4. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。</p> <p>(1) 実証試験をさせることができる旨が実証要領に明記されていること</p> <p>(2) 実証計画に実証を省略させる範囲が明記されていること</p> <p>(3) 当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証要領に明記されており、この基準をクリアしていること</p> <p>(4) 当該データが ISO/IEC17025 の要求事項に従って、作成及び報告されていること</p> <div data-bbox="327 730 1498 1145" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>「ISO14034 の附属書 C(参考) 本国際規格(this document)の利用に関する手引き」</p> <p>5.4.2 既存の試験データの受理</p> <p>既存の試験データの品質及び受理の可否を評価するため、特に、試験データを生成した試験所が ISO/IEC 17025 認定を取得していない場合(例：試験データを申請者又は他の組織(bodies)が作成した場合)は、文書類及び試験データのレビューに加えて、次に示す措置の一つ又は複数を実施してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 抜取チェック(試験報告書のレビュー) － 立会チェック(試験実施状況の遡及的(retrospective)監査) － 試験システム監査(上述の何れかとの組み合わせで) － 既存データの条件付き受理。個別の要求事項又は必須の測定について再試験を行なう。 <p>受理された既存の試験データは、試験データの報告に使われる様式で要約することが望ましい。</p> </div>	<p>認定機関からするとかなり、ETV 事業全体を見ると厳しい要求だと思います。別で意見した計量法などの試験機関での試験結果も活用できるようにしないと対応できる申請者はないと思います。(埼玉県)</p>	<p>来年度、実証機関向けに、環境省主催で両規格に対する研修会および相談会を開催し、これらに対応できるよう実証機関に支援を行うことで、対応しうるものと考えております。また、計量法などの試験機関での試験結果が ISO17025 に対応しうるものなのか、研修会に併せて調査することを検討します。</p> <p>「ISO14034 の附属書 C(参考) 本国際規格(this document)の利用に関する手引き」(左枠内)では、既存データの受理において、当該データを作成した試験機関が、ISO/IEC17025 の認証を取得していない場合の対応方法として、複数のレビュー方法を示しており、以下に引用します。</p> <p>研修会では、これらの対応方法に関する内容も扱うことを予定しております。</p>

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
13	P 22	7. 実証申請者は、申請書で申告した技術の性能に対して著しく低い結果が出た場合には、申請を取り下げることができる。また、環境省は実証を中止することができる。その際の手数料の扱いは、5. と同様とする。	著しく低いとは誰が判断するのでしょうか？ 取り下げ申請された場合は全て受理するのでしょうか。もしくは、取り下げを却下する場合もあるのでしょうか。 「実証」の定義から少し乖離しませんでしょうか？ (建セ)	著しく低いと判断するのは、申請者、実証機関または環境省です。多くの場合は、実証項目の測定値が目標値を大きく下回った場合に該当します。 実証結果が公表されれば、申請者にとって不利となる場合もあります。したがって、申請の取下げを却下する権限は、実証機関にはありません、ただし、その際の手数料等の扱いが規定のとおりに行うことができる場合について該当するものとします。
14	P 23	2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を記載する必要がある場合は、明示的に記載するものとする。	意図が分かりません。 どのような状況でしょうか？また、どのような対応でしょうか？ (参考として記載？) (建セ)	本規定の意味は、実証に関連しなかったが試験を行った項目がある場合には、明示的に記載することを指しています。 あくまで「試験」と、「実証」とは別物です。例えば、試験を実施しても、それらを類似技術と比較したり性能をコストとして評価したりといった最終的な評価（環境保全を確認する等、実証の目的に応じた考察をふまえた検討）を行って、初めて実証として機能します。 別紙6の報告書作成要領には、試験結果、実証結果及び考察としての整理を記載しています。 (参考)「さいたま市環境技術創出支援補助金」では、実証実験が補助対象となっているが、「実証実験」は、実用化のために必要な試験を行うための経費を補助するものであるが、実証結果を評価し、ロゴマークを付与する「実証」とは異なるものとして運用されています。

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
15	P 25	12章 実証結果等の公開 5. 実証申請者は、実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関及び環境省に伝えることとする。実証申請者から提供された情報に基づき、実証機関及び環境省は、その変更の影響と実証報告書の有効性について判断することとする。	実証試験の公開の箇条としてありますが、実証が終了した後でも、変更できる可能性があるということでしょうか？（建セ）	記載のとおりです。ただし、変更の旨を実証報告書等に反映する情報として取り扱うかどうかについては、実証機関及び環境省における判断事項となります。
16	P 35	別紙5 1. 実証報告書に記載する事項	手続き上、報告書を出してからロゴマークの交付になっています。これはISOの要求でないと思いますが。実態に合わせたほうが良いです。（埼玉県）	実証報告書を一意的に特定する情報及び発行日としてロゴマークの発行日を採用しております。正式には報告書が作成されても、ロゴマークの発行をもって有効となるためです。 この発行日については、今後の検討が必要かもしれません。暫定的にロゴマーク公布日としておりましたが、報告書の発行日とするならば、年度最終の運営委員会での審査終了後（つまり、運営委員会当日）に報告書発行という整理もあろうかと思えます。

NO.	資料 5-2	事業実施要領改定案 (コメント等を受け修正を行う場合は見えけし表示とする)	実証機関からのコメント	対応方針案
17	P 37	別紙6 実証報告書作成要領の目次 III 本編（詳細版） 6 実証結果に関する考察	まだ意見しますが、「所見」という表現がいいと思います。「考察」という表現では求められるものが異なります。試験は事実を客観的に述べるべきであり、考察しにくい場合もあります。（埼玉県）	試験結果に対するの考察ではなく、実証結果に関する考察を記載いただくものです。客観的に事実を述べる項目として「4. の試験結果」を設けております。
18	P 52	III 本編（詳細版） 6. 実証結果に関する考察 ①考察の視点の例	考察については必須なのでしょうか？ あくまでも実証なので状況に応じて、「推奨」としてはだめでしょうか？（建セ）	実証結果に関する考察を行うことについて、これまでも推奨してきましたが、実証結果を評価する上で必要不可欠であることから必須といたしました。 ISO14034 5 環境技術実証(ETV) 5.5 報告書作成 5.5.1 実証報告書 h) 実証計画書に規定された性能の実証及び試験データに関する要求事項がどのように満たされたかに関する記述。逸脱があった場合は、その逸脱全ての報告も含める。
19	P 53	②比較可能な技術に対する優位性の記載	必須とありますが、優位性が示せない結果の場合にもその旨記載するのでしょうか？ （建セ）	環境技術の定義として、環境保全効果をもたらす技術であること、さらに、環境保全効果に関しては、比較可能な技術に対して有益な環境影響が多い、または、有害な環境影響が少ないこと、と定義しています。 このことから、基本的には優位性を確認するための実証であることが背景として存在するということが審査段階で選別されると考えております。

以上